

新たな住宅セーフティネット制度と 高齢者住宅財団の家賃債務保証制度

(一財)高齢者住宅財団は、
全国の居住支援法人と連携し、
住宅確保要配慮者の家賃債務保証を行い、
賃貸住宅への入居を支援します。



新たな住宅セーフティネット制度の担い手として期待される居住支援法人は、
登録住宅入居者の家賃の債務保証を行う備えがあることが求められています。
(一財)高齢者住宅財団と家賃債務保証に関する協定を締結することで、
家賃不払いのリスクを低減し、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人
の指定要件(第42条)を満たすことができます。

■高齢者住宅財団 家賃債務保証制度の概要

1. 国土交通省 家賃債務保証業者登録制度
登録番号 国土交通大臣(1)第4号(2017年12月21日)
2. 保証内容
 - (1)対象世帯 ①高齢者世帯 ②障害者世帯 ③子育て世帯 ④外国人世帯
⑤解雇等による住居退去者世帯 ⑥登録住宅入居者世帯
 - (2)保証の対象 ①滞納家賃(共益費および管理費を含む)
②原状回復費用(残置物の撤去を含む)および訴訟費用
 - (3)保証料 月額家賃の35%(2年間の保証の場合)
3. 居住支援協議会への参加状況(2019年10月15日現在)
参加:7団体 参加準備中:1団体
4. 居住支援法人との協定締結状況(2019年10月15日現在)
協定締結:44法人 協定締結準備中:11法人

■お問合せ先 お気軽にお問合せください。



一般財団法人 **高齢者住宅財団**
Foundation for Senior Citizens' Housing

総務部 債務保証課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21-1 ヒューリック神田橋ビル

TEL. 03-6880-2781

FAX. 03-6880-2782

E-Mail: yachin@koujuuzai.or.jp

<http://www.koujuuzai.or.jp/>